

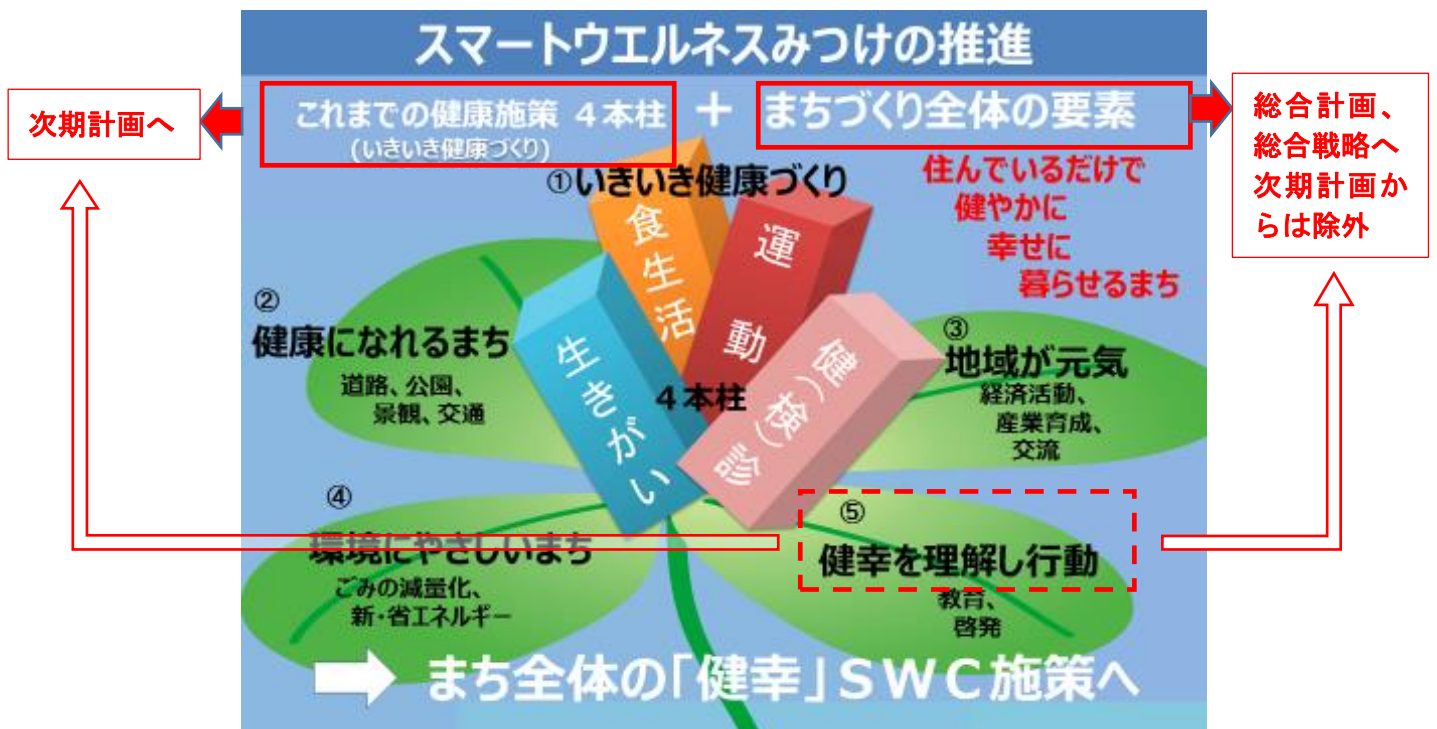
次期見附市健幸づくり推進計画（仮称）について

1. これまでの見附市健幸づくり推進計画の概要

見附市では、平成26年3月に「見附市健幸づくり推進計画」を策定しました。

この計画は、「日本一健康なまち」を目指し、平成16年3月に策定した「いきいき健康づくり計画」を包含し、これまでの健康施策「食生活」「運動」「生きがい」「健（検）診」の4本柱を中心に、まちづくりの要素を加えた「スマートウェルネスみつけ」を総合的に進めるための計画です。

※計画期間は、平成26年度から令和5年度までの10年計画（今年度が最終年）



2. 次期計画の基本的な考え方

- ②健康になれるまちづくり～⑤健幸を理解し行動するまちづくり（≡まち全体の「健幸」SWC施策）は、既に上位計画である総合計画に包含され重複する内容となることから、次期計画に含めず、**健康分野の個別計画として①いきいき健康づくり（食生活、運動・スポーツ、生きがい、健（検）診）、⑤健幸を理解し行動（一部）に特化した計画とする。**

（計画の法令・条例上の位置づけの整理は以下の通り）

	現計画	次期計画
法令	健康増進計画（健康増進法） 食育推進計画（食育基本法）	同左
市条例	健幸づくり推進計画 （見附市健幸基本条例）	第5次総合計画 後期基本計画 に位置付け

- 国の計画（健康日本21（第3次））の期間は令和6年～17年の12年間となっているが、**市計画については、取組の実効性を考慮し、計画期間を検討していくこととする。**

3. 次期計画の策定方針

(1) 策定方針

- ① 現計画期間の評価検証を踏まえ、高齢者をはじめ若者や女性など、これまで以上に多くの市民の健幸づくりに寄与し、スマートウエルネスみつけの実現を図る内容とする。
- ② 国の方針「健康日本21（第3次）」、「第4次食育推進基本計画」や県の計画を踏まえた内容とする。

○ 健康日本21（第3次）（R6～17年度）：

- ・「健康増進法」に基づき、国民の健康増進を図るための基本方針。
- ・人生100年時代を迎える中、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、取組の方向性や、各種目標を設定している。

○ 第4次食育推進基本計画（R3～7年度）：

- ・食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めている。

(2) 策定体制

- ・見附市まちづくり総合会議で協議を行う。
- ・計画の具体的な内容については庁内関係課及び庁外関係団体などの意見も踏まえ策定する。
- ・事務局は健康福祉課 健幸づくり係とする。

(3) 策定スケジュール（現時点の予定）

（令和5年）

8月10日 まちづくり総合会議①

- ・次期計画の基本方針の検討
- ・現計画の評価検証

9月～10月 関係団体等から意見徴収

- ・食生活：保健推進協議会など
- ・運動・スポーツ：健康サポートクラブ、スポーツ協会など
- ・健（検）診：国民健康保険運営協議会

…今年度「データヘルス計画・特定健康診査等実施計画」策定

11～12月 計画素案の作成

- ・KPI、施策の検討

（令和6年）

1月 まちづくり総合会議②

- ・次期計画素案の検討

2～3月 パブリックコメントの実施

3月 次期計画策定